

平成 16 年度 第 13 回規制改革・民間開放推進会議

会議終了後記者会見録

日時：平成 17 年 3 月 7 日（月）16:51 ～ 17:09

場所：永田町合同庁舎第 4 会議室

司会 それでは、ただいまから「規制改革・民間開放推進会議」後の記者会見を始めたいと思います。

まず、宮内議長からお願いいたします。

宮内議長 お待たせいたしました。ただいま、第 13 回の規制改革・民間開放推進会議が終了いたしました。その概要につきまして、御報告申し上げたいと思います。

本日の議題といたしまして、まず現在とりまとめております、追加答申が案文の最終段階に入っております、これを担当委員から前回の会議のから今回の間に、どれだけ進捗があったかということの報告がございました。

この内容につきましては、いずれも途中経過でございますので、ここに資料もございませうけれども、まだ最終段階に至っていない微妙な部分もございませうので、内容につきまして御報告を控えさせていただきたいと思います。

引き続き、3月下旬を目途に各主査が最終調整のぎりぎりのところまでおやりいただいて、追加答申とするということでございます。

2つ目につきましては、この追加答申も含めまして、規制改革・民間開放推進3か年計画の改定ということが、この年度末に政府によって行われるということでございまして、その改定作業の状況につきまして、担当の井上参事官から御説明がございまして、それに対する1、2の質問があったということでございます。

これにつきましても、まだ最終段階に至っておりません。途中経過ということでございませうので、本日ここで御報告をすべてできるという状況ではございませう。その点につきましては、御理解賜りたいと思います。

3つ目のテーマといたしましては、この1番と2番は本年度末、3月末を目途に作業を進めているわけでございませうけれども、3つ目のテーマは、4月から始まります来年度、この会議がどういうことをやるべきかということで、来年度の検討課題につきまして議論をさせていただきました。これにつきましては、お手元に私の名前で出させていただきました「2005年度の重点検討分野・検討体制等についての基本方針（案）」という、議論を進めるためのたたき台でございまして、お手元の資料のとおり、まず基本方針、そしてその基本方針をどのようなスケジュールに乗せるかということで、主なスケジュール、そして3つ目といたしまして、取り上げる重点検討分野というものにつきまして、これを継続的、いわゆる昨年から持ち込んできている部分と、それから新たな取り組みという両方に分けまして、どういう点が重要なものになるだろうかということでございませう。新たな分野ということにつきましては、今後規制改革をすべき分野というのは、非常にたくさんあ

るわけでありませけれども、本年度どういう形で取り上げようかということで、3ページの2のところに書いてございますけれども、新たな横断的枠組みといたしまして、行政の効率化、あるいはコストの削減というような括りで、幾つかの点を例示として出させていただきました。こういう形で、来年度この会議を運営したらどうかということで、これにつままして非常に幅広い各委員、専門委員の皆様方からの御意見をいただいたということでございます。

その中で、1ページ目の基本方針の5、集中受付月間、特区の推進ということにつままして、これまでやってまいりました経験から言います、年に2回の集中受付月間をして、これを処理するということは、時間的に非常に対応が難しいというような問題、あるいはフォローアップということが更には必要であるというような点もございませけれども、何よりも特区と全国区の集中受付したものとの連携ということが必要ではないかと、特区で一時やるか、あるいはそうでなければ全国で一度に進めていくという二者択一の方向で進めるということで、連携を更に進めるべきであるということにつままして、御担当の志太委員から御説明をいただきました。

そういう面を含めまして、来年度の取り組み方につままして、いろいろな御意見をちょうだいいたしました。ただ、大まかにはここに書かれました案のような形で進めていくということにつままして、御異論は少なかったというふうに思います。中のテーマの取り上げ方、あるいは分類の仕方等につままして、多くの意見をちょうだいいたしました。

また、規制改革・民間開放推進会議の更に効果ある運営をするために、やはり国民のサポートと言いますか、そういうものがないとこれは進まない、PRということが必要であるというような意見もございました。これにつままして、本日の御意見をもう一つ集約させていただきまして、次回にたたき台（第2版）というような形でつくらせていただきまして、来年度の動き方につままして、再度検討するということでございます。

そういうことで、本年度の仕上げのところにつまましては、最終仕上げの直前でございますので、まだ内容につまましては控えさせていただきます。けれども、昨年度は4月にこの会議が立ち上がりまして、こういう基本方針というのができましたのは5月になってからでございます。本年は、そういう意味では完全に一月以上早いスピードで、来年度の作業に入ろうとしているということございまして、そういう意味では、年度末で本年度が終わりますとすぐに来年度の作業に移れるように、今、準備中であるということでございます。

とりあえず、私からは以上御報告させていただきます。あとは御質問にお答えする形にさせていただきますと思います。

司会 それでは、御質問をお願いします。

記者 もみじ、あじさいの関係なんですけれども、特区と集中受付月間の連携の推進ということなんですけれども、これまでと実際にどう違うということを想定されているのですか。

八代総括主査 これまでのやり方というのは、どれを特区の要望にするか、どれを全国要望にするかというのは、ひたすら要望者が決めていたわけなんです。特区と言われれば特区室が受けるし、全国と言え、規制改革会議が受けると。

しかし、現場ではかなり混乱があったらしくて、要望者自身がどっちがいいのかよく判断がつかない。我々ももう少しこういう縦割ではなくて、窓口を一本化して受けるべきということで、いずれにしても特区だって将来的には全国対応になることを目的にしているわけですから、まず、窓口の一本化を図るとというのが大きなポイントであります。

同時に、コンサル機能というふうに書いてあるのは、せっかくいい提案でありながら、逆に言えば、よけいなことを付けるために、そこで各省庁からだめだと言われてしまう。そういうようなときには、そういうものを外してみるとか、逆にこういう要望をされるなら、こういう点も踏まえたらどうかというコンサルをした上で受け付けるというようなこと。これは特区室では前からやっていたんですが、それを更に強化するというようなことであります。

もともと前身の規制改革会議でも特区ワーキンググループというのがありまして、そこで特区室と協力して特区をつくっていた面もありますので、今後とも特区室と規制改革会議というのは連携を強化することで、特区あるいは全国的な改革を進めるという、昔に戻るという言い方はあれですが、昔の精神をもう一回思い出してやろうというような趣旨と理解しております。

記者 年に2回受け付けるというスケジュールは変わらないんですか。

八代総括主査 はい、変わりません。

記者 その基本方針の案なんですけれども、そうすると、今の議長の御説明のとおり、I.の基本方針については大体異論なくまとまったと。残りの重点検討分野については皆さんからの御意見も出たので、これから先もう少し検討して、次のときにもう一步まとめる、という形ですかね。

宮内議長 大まかにいって、そういう議論でございましたけれども、この基本方針も(1)(2)(3)(4)(5)と書いてある重点の置き方をもう少し、1つの御意見ですけれども、効率化コスト削減というような(4)番のところですね。これは非常に大きなテーマなので、もっと別立てにしてはどうかというような御意見も出たりしました。そういう意味ではウェートの置き方についての御意見は出ましたけれども、全体的には基本方針について御異論はなかったと思います。

記者 3月中までに取り決める運営方針というのとは別物なんですか、これを運営方針にまとめるという形になるんですか。

宮内議長 運営方針というのは、たしか去年の会議ができたときにつくられたものですね。ですから、そういう意味では運営方針というのを別途つくるということは、今、来年度分ということとは想定しておりません。

記者 2ページのところの(1)のところに運営方針の決定というのが書いてありまし

て、これはこの基本方針のことを差しているのか、また別のものなのかというのは、ちょっとわからなかったもので。

宮内議長 運営方針というのは、例えばワーキンググループをどのように仕分けするかというようなことで、この全体がまとまってまいりますと、今、13のワーキンググループをばっと分けておるもので、もう少し重点的に、こういうテーマをするなら、こんなに分けて分散するよりも、このようにした方がいいとか、そういうような形のものが運営方針ということになるんだと思います。

司会 ほかによろしいですか。

記者 来年度の検討項目についてなんですが、継続的、発展的な検討課題と新たな課題について、大まかな項目としては大体こういうことでよろしいというような考え方だったんでしょうか。

宮内議長 恐らく、継続的、発展的な検討課題ということにつきましては、今年やってきた中で非常に大きなテーマとして更に来年度もやらないといけないということで、かなりはっきりしているのではないかと思います。

ただ、新たな枠組みという意味では、今後何をやるべきかということ为例示して、ずっと挙げていきますと、膨大な数になってしまうわけでして、そして、それを全部やるというようなことは、実際には無理であります。やはり今一番必要とされるものは何かというふうなことで、やはり絞っていかないといけないということです。ですから、今のところは絞る前に、少し幅広にいるんな問題を出していこうということで、本日の意見でも、もう少しこういう点を更に考えたらどうだと。例えば、少子化・人材分野というふうなくくりでいいのだろうか。少子化ということは、まさに日本にとりまして全く当面したことはない大きな問題であって、それを規制改革という観点から、もっと大きな枠にして取り上げるべき問題ではないかと。

本日の議論では、少子化というものにつきまして、例えば日本の社会の法制度等も含めまして、シングルマザーに対する扱いとか、それから日本の実質上自由化されているアポシヨンの問題とか、そういうものも含めて考えていかなければいけないのではないかと。

あるいは、例えば戸籍法とか、言うならば非嫡出子ですか、これが非常に不当に扱われているというような社会的な問題が少子化に関連しているのではないかと。いろんな観点から御意見が出たりしております。

したがいまして、新たな検討課題ということにつきましては、これは少したくさん課題が出過ぎて、今度はまとめていくという方にいかなければいかぬなということでございますが、今のところは問題がたくさんふくらんでいるという状態です。

それから、例えば、下の環境エネルギー分野で競争監視機関等というようなことも検討の対象にすべきだという意見に対して、例えば競争政策、監視機関というようなものは別に、環境エネルギー分野だけではないじゃないかと、情報通信分野、あるいは金融分野についても考えるもので、これは例えば横断的に競争政策アンド監視機関といいますか、そ

ういう形で取り上げるべきではないかというふうな御意見も出たりしてありましたから、そうすると、これは大変な項目になってしまいま。まだ、今、そういう御意見が出たということで、御紹介するにとどめておきますが、最後はまとめないといけないと思います。

司会 あとよろしいでしょうか。

それでは、会見を終わります。ありがとうございました。